省　令

○法務省令第十七号

保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）第五条第四項の規定に基づき、保護司の選考に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日　法務大臣　上川　陽子

保護司の選考に関する規則の一部を改正する省令

保護司の選考に関する規則（平成十三年法務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第七条　選考会の議事については、議事録を作り、出席した会長及び委員二人以上が確認し、その氏名を記載しなければならない。	**第七条**　選考会の議事については、議事録を作り、出席した会長及び委員二人以上が署名捺印しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第一号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第十二条の規定に基づき、消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日　公正取引委員会委員長　古谷　一之

消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則を廃止する規則

消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則（平成二十五年公正取引委員会規則第四号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

訓　令

○法務省訓令第３号

地方更生保護委員会委員長
保護観察所長

社会復帰調整官証票規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和３年３月31日　法務大臣　上川　陽子

社会復帰調整官証票規程等の一部を改正する訓令

第１条　社会復帰調整官証票規程（平成17年法務省保総訓第593号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定を削る。

改正後	改正前
社会復帰調整官の証票に関する訓令	社会復帰調整官証票規程
第３条　証票は、付録様式による。	**第３条**　証票は、附録様式による。
［項を削る。］	２　証票には、脱帽上半身の写真をはり付け、写真と台紙にかけて、刻印又は別に保護局長が定める印を押すほか、前条の保護観察所の長の官印を押すものとする。
第４条　証票の発行者は、証票交付簿を備え、証票交付簿及び証票には、発行番号、発行年月日及び交付を受ける者の氏名を記載するものとする。	**第４条**　証票の発行者は、証票交付簿を備え、証票交付簿及び証票には、発行番号、発行年月日及び交付を受ける者の氏名を記載し、証票と証票交付簿にかけて契印を押すものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附録様式中「附録」を「付録」に改める。

第２条　地方更生保護委員会委員及び保護観察官の証票に関する訓令（平成20年法務省訓令第２号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（交付簿）	（交付簿）
第５条　証票の発行者は、証票交付簿を備え、証票交付簿及び証票には、発行番号、発行年月日及び交付を受ける者の氏名を記載するものとする。	**第５条**　証票の発行者は、証票交付簿を備え、証票交付簿及び証票には、発行番号、発行年月日及び交付を受ける者の氏名を記載し、証票と証票交付簿にかけて契印を押すものとする。
［条を削る。］	（押印） **第６条**　証票には発行者の公印を押すものとする。
［条を削る。］	（写真の掲載等） **第７条**　証票には交付を受ける者の顔写真を掲載するものとし、写真と台紙にかけて刻印又は別に保護局長が定める印を押すものとする。
第６条～第９条　［略］	**第８条～第11条**　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	